

玄海町地域防災計画

令和4年5月 修正版

玄海町防災会議

第1編 総則

第1章 総則	総則-1
第1節 計画の目的	総則-1
第2節 計画の構成	総則-1
第3節 計画の修正	総則-1
第2章 防災の基本理念及び施策の概要	総則-2
第1節 計画の基本理念	総則-2
第2節 防災施策の基本方針	総則-3
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	総則-5
第4章 玄海町の特性	総則-6
第1節 自然的条件	総則-6
第2節 社会的条件	総則-8
第3節 本町における災害の特徴	総則-9
第4節 被害想定	総則-13
第5章 計画の効果的推進等	総則-20
第1節 計画の効果的推進	総則-20
第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた計画の作成等	総則-20
第3節 他の計画等との関係	総則-21
第6章 防災体制	総則-26
第1節 関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化	総則-26
第2節 広域的な防災体制	総則-27
第3節 自主防災体制	総則-28
第4節 男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制	総則-28
第7章 調査研究	総則-29
第1節 調査研究体制の整備	総則-29
第2節 資料の収集及び分析	総則-29
第3節 調査研究事項	総則-29

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防	共通-1
第1節 災害に強いまちづくり	共通-1
第2節 住民等の防災活動の促進	共通-11
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	共通-19
第2章 災害応急対策	共通-55
第1節 災害発生直前の対策	共通-55
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	共通-56
第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	共通-87
第4節 救助・救急、医療及び消火活動	共通-91
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	共通-99
第6節 避難の受入れ及び情報提供活動	共通-103
第7節 物資の調達、供給活動	共通-109
第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	共通-115
第9節 社会秩序の維持に関する活動	共通-121
第10節 応急の教育に関する活動	共通-121
第11節 自発的支援の受入れ	共通-124
第3章 災害復旧・復興	共通-127
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	共通-127
第2節 迅速な原状復旧の進め方	共通-127
第3節 計画的復興の進め方	共通-136
第4節 被災者等の生活再建等の支援	共通-137
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	共通-146

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防	風水害-1
第1節 風水害に強いまちづくり	風水害-1
第2節 住民等の防災活動の促進	風水害-3
第3節 風水害及び風水害対策に関する観測等の推進	風水害-6
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	風水害-6
第2章 災害応急対策	風水害-15
第1節 災害発生直前の対策	風水害-15
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	風水害-20
第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	風水害-21
第4節 救助・救急及び医療活動	風水害-21
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	風水害-22
第6節 避難の受入れ及び情報提供活動	風水害-23
第7節 物資の調達、供給活動	風水害-24
第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	風水害-25
第9節 社会秩序の維持に関する活動	風水害-26
第10節 応急の教育に関する活動	風水害-26
第11節 自発的支援の受入れ	風水害-26
第3章 災害復旧・復興	風水害-27
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	風水害-27
第2節 迅速な原状復旧の進め方	風水害-27
第3節 計画的復興の進め方	風水害-27
第4節 被災者等の生活再建等への支援	風水害-27
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	風水害-27

第4編 地震災害対策編

第1章 災害予防	地震-1
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	地震-1
第2節 地震に強いまちづくり	地震-1
第3節 住民等の防災活動の促進	地震-3
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	地震-5
第2章 災害応急対策	地震-8
第1節 災害発生直前の対策	地震-8
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	地震-12
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	地震-13
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	地震-14
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動	地震-15
第6節 物資の調達、供給活動	地震-16
第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	地震-17
第8節 社会秩序の維持に関する活動	地震-18
第9節 応急の教育に関する活動	地震-18
第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	地震-18
第11節 自発的支援の受入れ	地震-19
第3章 災害復旧・復興	地震-20
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	地震-20
第2節 迅速な原状復旧の進め方	地震-20
第3節 計画的復興の進め方	地震-20
第4節 被災者等の生活再建等への支援	地震-20
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	地震-20

第5編 津波災害対策編

第1章 災害予防	津波-1
第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	津波-1
第2節 津波に強いまちづくり	津波-1
第3節 住民等の防災活動の促進	津波-4
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	津波-6
第2章 災害応急対策	津波-11
第1節 災害発生直前の対策	津波-11
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	津波-15
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	津波-15
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	津波-16
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動	津波-17
第6節 物資の調達、供給活動	津波-17
第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	津波-18
第8節 社会秩序の維持に関する活動	津波-18
第9節 応急の教育に関する活動	津波-18
第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	津波-18
第11節 自発的支援の受入れ	津波-19
第3章 災害復旧・復興	津波-20
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	津波-20
第2節 迅速な原状復旧の進め方	津波-20
第3節 計画的復興の進め方	津波-20
第4節 被災者の生活再建等への支援	津波-20
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	津波-20

第6編 原子力災害対策編

第1章 総則	原子力-1
第1節 計画の目的	原子力-1
第2節 計画の性格	原子力-1
第3節 計画の周知徹底	原子力-2
第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 及び当該地域における防護措置の概要	原子力-2
第5節 災害の想定	原子力-4
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	原子力-4
第2章 災害予防	原子力-7
第1節 基本方針	原子力-7
第2節 原子力事業者が作成する防災業務計画に関する協議及び 防災要員の現況等の届出の受理	原子力-7
第3節 立入検査と報告の徴収	原子力-7
第4節 原子力防災専門官との連携	原子力-7
第5節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	原子力-7
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	原子力-8
第7節 情報の収集、連絡体制等の整備	原子力-8
第8節 緊急事態応急体制の整備	原子力-12
第9節 避難収容活動体制の整備	原子力-16
第10節 緊急輸送活動体制の整備	原子力-19
第11節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	原子力-20
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	原子力-22
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	原子力-23
第14節 防災業務関係者の人材育成	原子力-23
第15節 防災訓練の実施	原子力-24
第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	原子力-25
第17節 災害復旧への備え	原子力-25

第3章	災害応急対策	原子力-27
第1節	基本方針	原子力-27
第2節	発災直後の情報の収集・連絡	原子力-27
第3節	活動体制の確立	原子力-36
第4節	避難、屋内退避等の防護措置	原子力-41
第5節	行政機関、学校等の退避	原子力-50
第6節	治安の確保及び火災の予防	原子力-50
第7節	飲料水、飲食物の摂取制限等	原子力-50
第8節	緊急輸送活動	原子力-52
第9節	救助・救急、消火及び医療活動	原子力-54
第10節	住民等への的確な情報伝達活動	原子力-55
第11節	文教対策計画	原子力-58
第12節	自発的支援の受入れ	原子力-61
第13節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 迅速かつ円滑な応急対策	原子力-61
第4章	災害復旧対策	原子力-63
第1節	基本方針	原子力-63
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	原子力-63
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	原子力-63
第4節	職員の派遣要請	原子力-63
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	原子力-63
第6節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	原子力-64
第7節	各種制限措置の解除	原子力-64
第8節	復旧に向けた環境放射線モニタリング	原子力-65
第9節	災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	原子力-65
第10節	風評被害等の影響の軽減	原子力-66
第11節	被災中小企業に対する支援	原子力-66
第12節	心身の健康相談活動	原子力-66
第5章	複合災害対策	原子力-67
第1節	計画の目的	原子力-67
第2節	災害予防対策計画	原子力-67
第3節	災害応急対策計画	原子力-67
第4節	復旧対策	原子力-69

第7編 林野火災対策編

第1章	災害予防	林野火災-1
第1節	林野火災に強いまちづくり	林野火災-1
第2節	防災活動の促進	林野火災-2
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	林野火災-2
第2章	災害応急対策	林野火災-5
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	林野火災-5
第2節	救助・救急、医療及び消火活動	林野火災-10
第3節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	林野火災-11
第4節	避難の受入れ及び情報提供活動	林野火災-11
第5節	応急復旧及び二次災害防止活動	林野火災-12
第3章	災害復旧	林野火災-13

第8編 大規模な火事災害対策編

第1章	災害予防	大規模火事-1
第1節	災害に強いまちづくり	大規模火事-1
第2節	防災知識の普及、訓練	大規模火事-1
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	大規模火事-2
第2章	災害応急対策	大規模火事-4
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	大規模火事-4
第2節	救助・救急、医療及び消火活動	大規模火事-10
第3節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	大規模火事-10
第4節	避難の受入れ及び情報提供活動	大規模火事-10
第5節	災害の拡大・二次災害・複合災害の防止 及び施設・設備等の応急復旧活動	大規模火事-11
第3章	災害復旧・復興	大規模火事-12
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	大規模火事-12
第2節	迅速な原状復旧の進め方	大規模火事-12
第3節	計画的復興の進め方	大規模火事-12
第4節	被災者の生活再建等への支援	大規模火事-12
第5節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	大規模火事-12

第9編 海上災害対策編

第1章 災害予防	海上災害-1
第1節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	海上災害-1
第2節 救助・救急、医療及び消火活動関係	海上災害-1
第3節 緊急輸送活動	海上災害-2
第4節 関係者等への的確な情報伝達	海上災害-2
第2章 災害応急対策	海上災害-3
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	海上災害-3
第2節 救助・救急、医療及び消火活動	海上災害-3
第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	海上災害-4
第4節 関係者等への的確な情報伝達活動	海上災害-4
第3章 災害復旧	海上災害-5
第1節 漁業・水産関係の復旧	海上災害-5
第2節 事後の監視等の実施	海上災害-5

玄海町地域防災計画

第1編 総則

令和4年5月 修正版

玄海町防災会議

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の修正	1
第2章 防災の基本理念及び施策の概要	2
第1節 計画の基本理念	2
第2節 防災施策の基本方針	
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	5
第4章 玄海町の特性	6
第1節 自然的条件	6
第2節 社会的条件	8
第3節 本町における災害の特徴	9
第4節 被害想定	13
第5章 計画の効果的推進等	20
第1節 計画の効果的推進	20
第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた計画の作成等	20
第3節 他の計画等との関係	21
第6章 防災体制	26
第1節 関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化	26
第2節 広域的な防災体制	27
第3節 自主防災体制	28
第4節 男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制	28
第7章 調査研究	29
第1節 調査研究体制の整備	29
第2節 資料の収集及び分析	29
第3節 調査研究事項	29

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、玄海町防災会議が作成するものであり、本町の地域に係る防災に関し、町（消防機関を含む）及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに住民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、防災基本計画に基づき、第1編の総則に続いて、第2編において各災害に共通する事項を示し、以降、個別の災害に対する対策について、第3編を風水害対策編、第4編を地震災害対策編、第5編を津波災害対策編、第6編を原子力災害対策編、第7編を林野火災対策編、第8編を大規模な火事災害対策編、第9編を海上災害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。

また、この計画は、町及び防災関係機関がとるべき災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図る。

さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進する。
なお、基礎資料等については、別添「玄海町地域防災計画 資料編」として編纂している。

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年、玄海町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を玄海町防災会議に提出する。

また、修正したときは、同法第42条第5項の規定により、知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念は以下の通りである。

第1項 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第2項 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第3項 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2節 防災施策の基本方針

第1項 災害予防段階における防災施策

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- 2 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- 3 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。
- 4 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。
また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- 5 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

第2項 災害応急段階における防災施策

- 1 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- 2 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- 3 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- 4 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- 5 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- 6 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- 7 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災者のニーズに応じて供給する。
- 8 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- 9 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の

危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

10 ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

第3項 災害復旧・復興段階における防災施策

- 1 被災の状況や地域の特性等を勘案し、町の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- 2 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- 3 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。
- 4 再度災害の防止とより快適な地域環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

少子高齢化、情報通信技術の発達等に伴い、町の社会情勢は大きく変化しつつある。

町は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- 1 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 3 過去の災害の教訓を踏まえ、住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- 4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- 5 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、町防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- 6 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。
- 7 平成27年（2015年）3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組では、(1)災害リスクの理解、(2)災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、(3)強靱化のための災害リスク削減への投資、(4)復旧・復興過程における「よりよい復興（Build Back Better）」の4つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、町、国、県、公共機関、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。

第4章 玄海町の特性

第1節 自然的条件

第1項 位置

本町は、東松浦半島の北西部、北緯33度28分20秒、東経129度52分30秒に位置し、県庁所在地（佐賀市）より北西へ約47kmの距離にあり、唐津市に接し、玄界灘に面している。

第2項 面積

東西約7km、南北約9km、総面積は36.01km²である。

第3項 地勢（地質）

本町の地勢は、第三紀層の上に玄武岩が流出して形成された波状形台地で、通称「上場台地」と呼ばれ、谷合の平地や台地には耕地が開けており、これらの地質分布は、**図4-1**のとおりである。

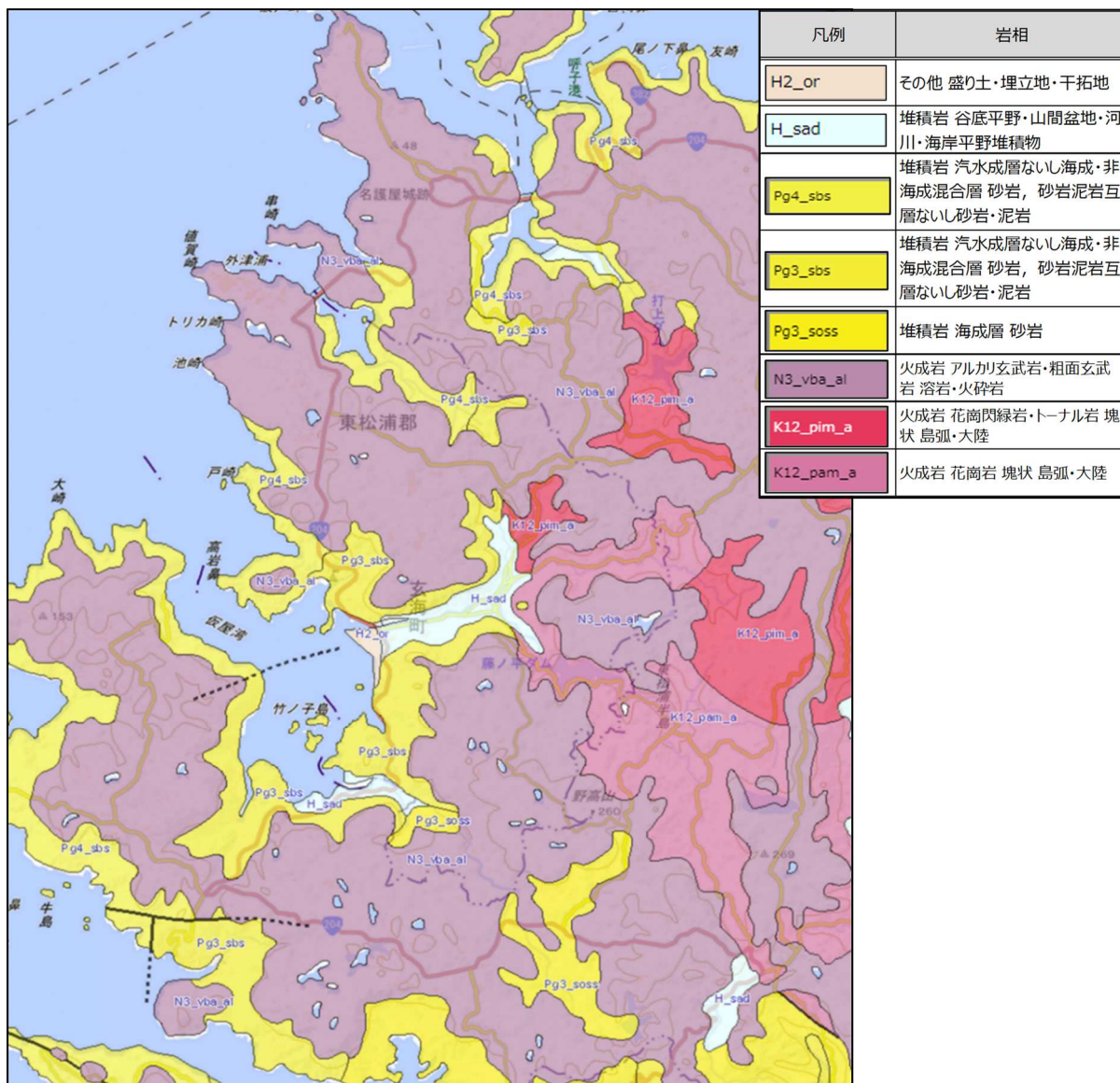


図4-1 玄海町の地質(出典：地質図 Navi、地質調査総合センター)

第4項 海岸

本町の海岸は、屈曲に富んだリアス式海岸で天然の景勝に恵まれ、玄海国定公園に指定されているが、冬期の風浪により部分的に浸食が起こっている。

第5項 河川

町内の河川は、上場台地の谷間を縫って流れ、流路延長が短く急勾配となっており降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

二級河川は、仮屋湾へ注ぐ有浦川や座川、外津湾へ注ぐ志礼川等がある。

第6項 気温及び年間降水量

本町の気候は、日本海型気候で図4-2に示すように年平均気温は16℃～17℃と比較的に穏和である。また、年間降水量は近年10か年平均で約2,000mmである。

夏から秋にかけての台風シーズンには、台風の北上経路にあたることが多く、過去には暴風雨による被害を受けたこともあり、毎年、風水害による被害が懸念されており、土砂災害、高潮や河川の氾濫にも注意を要する。

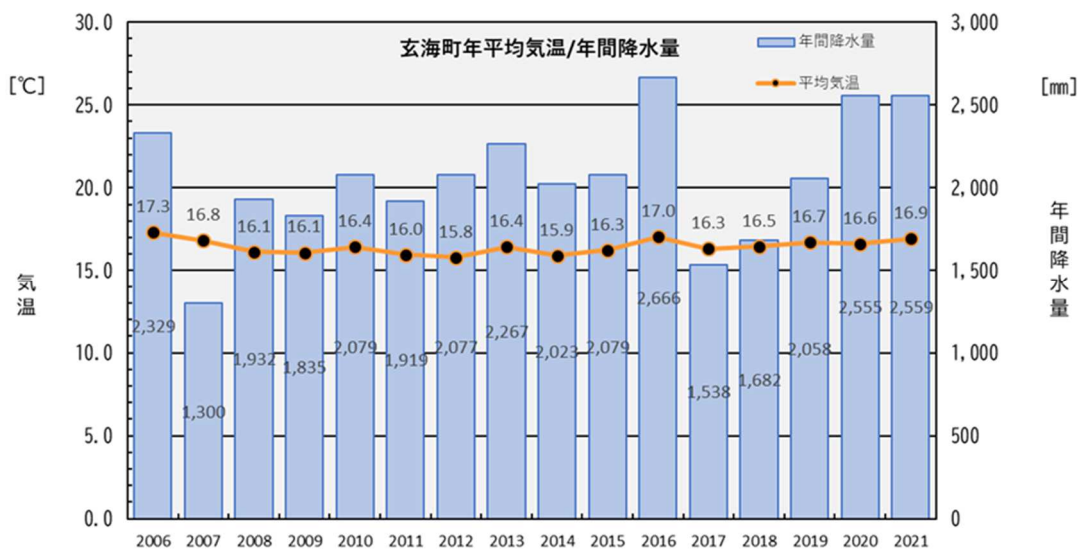


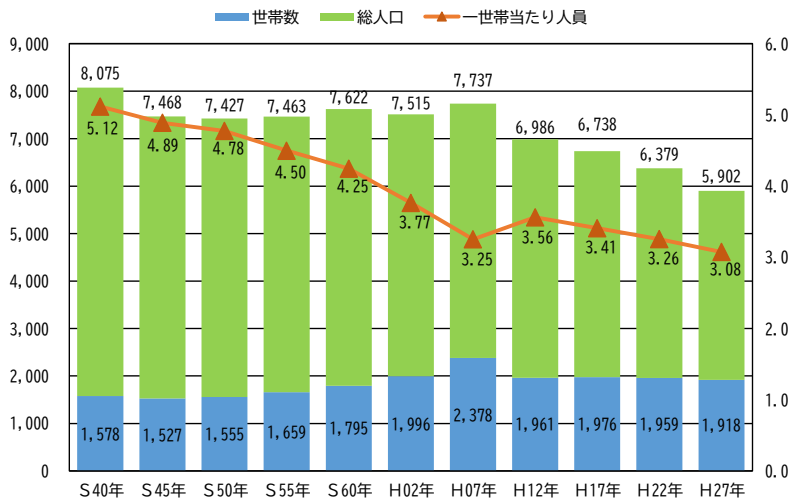
図4-2 玄海町の年平均気温及び年間降水量の経年変化（出典：町気象観測データ）

第2節 社会的条件

第1項 人口・世帯数

本町の総人口は、図4-3に示すように平成7年（1995年）までは横ばい、微増で推移していたものの、それ以降は急速に人口が減少している。平成27年（2015年）現在の総人口は5,902人となっており、近年の人口のピークである平成7年（1995年）と比べると1,835人（23.7%）減少している。

世帯数は、図4-3に示すように平成7年（1995年）までは微増で推移していたものの、それ以降は横ばいで推移している。1世帯当たり人員についても急速に減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。



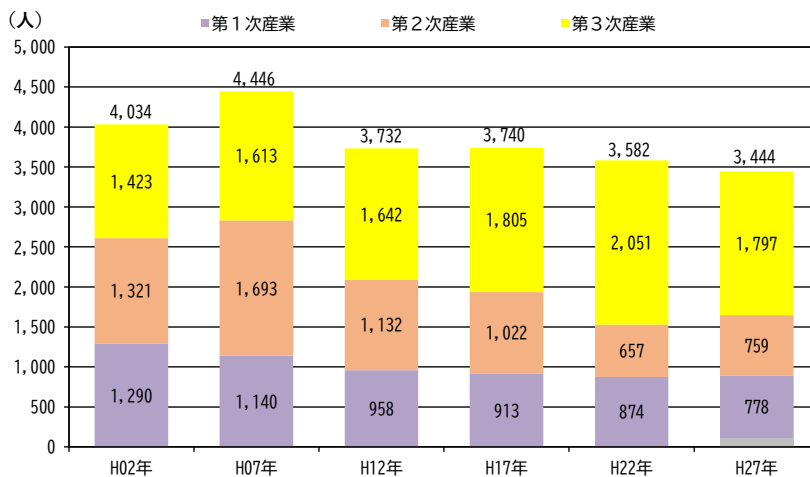
資料：国勢調査（S40年～H27年）

図4-3 玄海町の人口・世帯数・一世帯当たり人員の経年変化（出典：国勢調査）

第2項 産業別就業者数

本町の就業者数の推移をみると、図4-4に示すように人口と同様に平成7年（1995年）をピークに減少へと転じ、平成27年（2015年）には3,444人まで減少している。

産業別では第1次産業、第2次産業が減少傾向、第3次産業は横ばいとなっている。



資料：国勢調査（H02年～H27年）

図4-4 玄海町の産業別就業者数の経年変化（出典：国勢調査）

第3項 土地利用

固定資産税調書（令和2年（2020年）1月1日現在）によると、町内における地目別土地面積（単位：km²）の状況は、表4-1及び図4-5のとおりである。

表4-1 玄海町の地目別土地面積（単位：km²）

総面積	田	畑	山林	原野	池沼	宅地	雑種地	その他
34.8	6.94	8.67	9.42	2.01	0.07	1.86	1.31	4.52

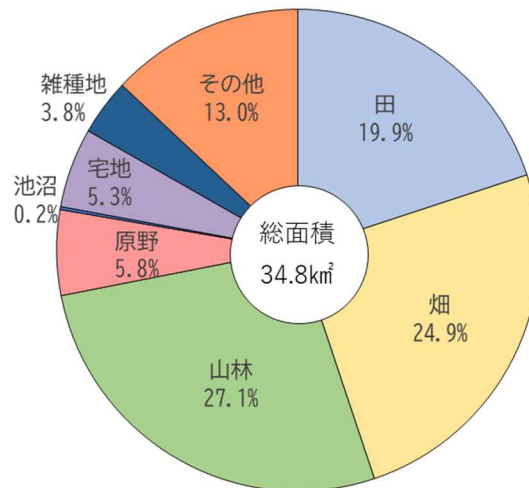


図4-5 玄海町の地目別土地利用面積の構成比(出典：固定資産税調書)

第3節 本町における災害の特徴

第1項 風水害の被害状況

有浦川ではたびたび洪水に悩まされており、主な洪水には昭和47年（1972年）7月の梅雨前線による洪水、昭和55年（1980年）8月の台風がもたらした豪雨による洪水被害が発生している。特に平成2年（1990年）7月の梅雨前線豪雨では、写真1及び写真2に示すように、本町の中心部で氾濫が発生し、床上浸水32戸、床下浸水87戸の家屋被害が発生した。また、平成22年（2010年）7月の梅雨前線豪雨においても、写真3及び写真4に示すように、有浦川が氾濫し浸水被害が発生している。

令和3年（2021年）8月1日05時28分に洪水注意報、05時45分に大雨注意報（土砂災害）、06時20分に大雨警報（土砂災害）、06時25分に土砂災害警戒情報、06時50分に鎮西町で記録的短時間大雨情報が発表された。休日の早朝で、早期注意情報も発表されていないゲリラ豪雨であったため、職員の参集に時間を要し、07時00分に警戒レベル4避難指示を発令¹した。今村観測所で、最大時間雨量75ミリ、累加雨量157ミリを記録した。

令和3年（2021年）8月の前線性の大雨では、前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が不安定となり、記録的な大雨となった。14日02時36分頃に藤ノ平ダムが越流、12時38分頃有浦川が溢水し、14時50分には大雨特別警報が発表された。写真5及び写真6に示すような有浦川の溢水により、床上浸水4棟の住家被害が発生した。8月11日から15日までの累加雨量は、320ミリを

¹ 急な大雨は、避難情報の発令の対象になっていません。

第4章 玄海町の特徴

第3節 本町における災害の特徴

記録した。8月の月間降水量は、1248ミリで観測史上を更新した。

このような状況を受け、被災箇所に対する災害復旧は行われてきたが、抜本的な治水対策事業については未着手になっている。

【平成2年（1990年）7月洪水による被災状況】



写真1 玄海町役場前の状況



写真2 旧有浦小学校の状況

【平成22年（2010年）7月洪水による被災状況】



写真3 旧有浦小学校上流の状況



写真4 学校橋より下流の状況

【令和3年（2021年）8月洪水による被災状況】



写真5 旧有浦小学校体育館の状況



写真6 学校橋の状況

第2項 地震・津波の被害状況

本町の近傍では、図4-6に示すように過去に元禄13年(1700年)壱岐・対馬の地震(M7.0)、平成17年(2005年)福岡県西方沖地震(M7.0)が発生しているが、被害は発生していない。

過去に九州周辺で発生した地震について調査

敷地周辺の被害地震の震央分布

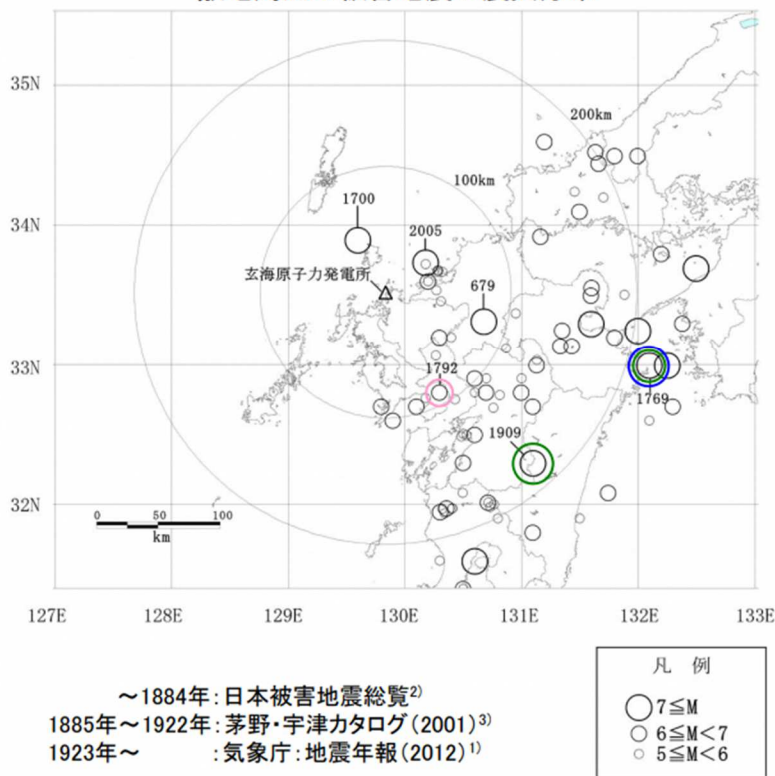


図4-6 玄海原子力発電所敷地周辺の被害地震の震央分布

(出典：玄海原子力発電所 基準地震動について 平成29年(2017年)1月19日 九州電力株式会社)

津波については、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震において、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、仮屋で20cmの津波が観測されたが、被害は発生していない。

第4節 被害想定

第1項 洪水による浸水害の想定

本町では、平成24年度に表4-2に示す想定降雨規模による有浦川における浸水想定区域を作成し、防災マップに掲載している。

洪水による浸水害の想定は、この浸水想定区域により行う。

表4-2 有浦川浸水想定区域の想定降雨規模

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	作成年月
有浦川水系有浦川 浸水想定区域	・年超過確率 1/30(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30) ・24時間総雨量 298mm	玄海町	平成25年 (2013年)3月

【資料編】

- 資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ

第2項 土砂災害の想定

本町で想定される土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)、いわゆる「土砂災害防止法」に基づき、佐賀県により平成30年(2018年)10月26日付までに最終告示された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が想定される。本町における指定区域数は、表4-3のとおりである。

表4-3 玄海町の土砂災害警戒区域等の指定状況 (単位：箇所)

区域区分	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	
土砂災害警戒区域	39	296	13	348
土砂災害特別警戒区域	34	267	0	301

【資料編】

- 資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ
- 資料2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表

第3項 高潮による浸水害の想定

佐賀県は、水防法第14条の3の規定により高潮浸水想定区域を指定し、第14条の3第3項の規定により令和4年（2022年）3月31日に公表した。本結果は、表4-4に示すシミュレーション条件の結果である。

以前は、本町において平成24年度に表4-5に示す台風の規模、コース、潮位等を条件に高潮シミュレーションを実施しており、その結果、仮屋験潮所の朔望平均満潮位に最大潮位偏差1.20mを加えたT. P+2.80mを高潮浸水位とし、この高さ以下の範囲を高潮危険区域として設定した。この高潮危険区域を、玄海町防災マップに掲載している。

当面の間、高潮による浸水害の想定は、この高潮危険区域と高潮浸水想定区域により行う。

表4-4 県で実施した高潮シミュレーションの条件

（出典：佐賀県高潮浸水想定について）

台風の中心気圧	日本に上陸した台風の中で観測史上最も低い室戸台風（900hPa）
台風の最大旋衡風速半径	75km（伊勢湾台風規模）
台風の移動速度	73km/h（伊勢湾台風規模）
潮位の条件	大潮かつ満潮時に台風が襲来
河川洪水の状況	高潮と同時に洪水が発生
海岸堤防の状況	全て決壊

表4-5 町で実施した高潮シミュレーションの条件

台風コース	近年で玄海町周辺に最も近接した平成16年（2004年）9月台風
台風の中心気圧	日本に上陸した台風の中で観測史上最も低い室戸台風（910hPa）
潮位の条件	仮屋験潮所における朔望平均満潮位（※1）T. P+1.60m（※2）

※1 朔望平均満潮位：新月（朔）の日から前2日～後4日以内に現れる最高満潮位を平均した水位

※2 T. P m：東京湾の平均海面を基準（標高0m）としたときの高さ

【資料編】

○資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ

第4項 地震による被害想定

地震による被害想定は、本町において平成24年度に「地震防災マップ作成技術資料 平成17年3月 内閣府（防災担当）」に準拠し実施した地震動解析に基づく揺れやすさマップと、危険度マップ（建物の全壊棟数率の分布）により行う。

1 対象地震

対象地震は、図4-7に示す玄海原子力発電所における耐震安全性評価の検討用地震である「竹木場断層」と「城山南断層」とした。

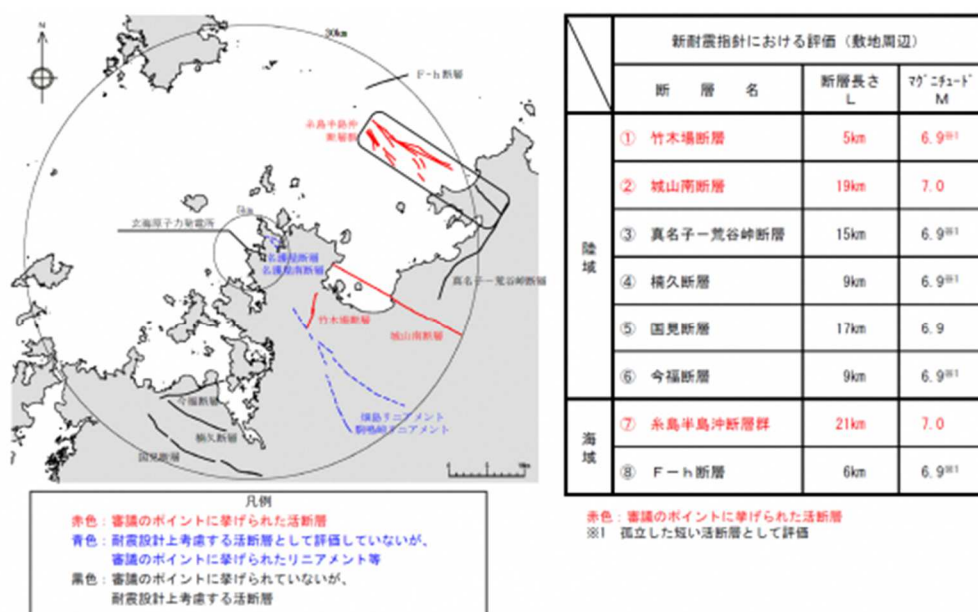


図 4-7 対象地震の「竹木場断層」と「城山南断層」の位置と規模
 （出典：民間団体による検討について 九州電力レポート 新耐震指針に照らした耐震安全性評価のうち基準地震動 Ss の策定について（平成 21 年 3 月 25 日））

2 揺れやすさマップ（計測震度の分布）

50mメッシュ単位での地震動解析の結果、「竹木場断層」と「城山南断層」のうち、本町に最も影響を与える地震は、「竹木場断層」によるものであり、最大で震度6強となる。その結果を図4-8に示す。

3 危険度マップ（建物の全壊棟数率）

危険度マップは、次のデータを基に50mメッシュ単位で地震による建物全壊棟率の分布を算出したものである。その結果を図4-9に示す。

新耐震基準が適用される昭和56年（1981年）6月以前の建物が多い地域ほど、建物全壊率が高くなっている。

- (1) 揺れやすさマップで求めた計測震度
- (2) 玄海町固定資産情報の家屋データ（平成24年（2012年）4月）
- (3) 内閣府「東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書（2004）」に示された木造家屋及び非木造家屋における計測震度と建物全壊率の関係（図4-10を参照）

【玄海町揺れやすさマップ】

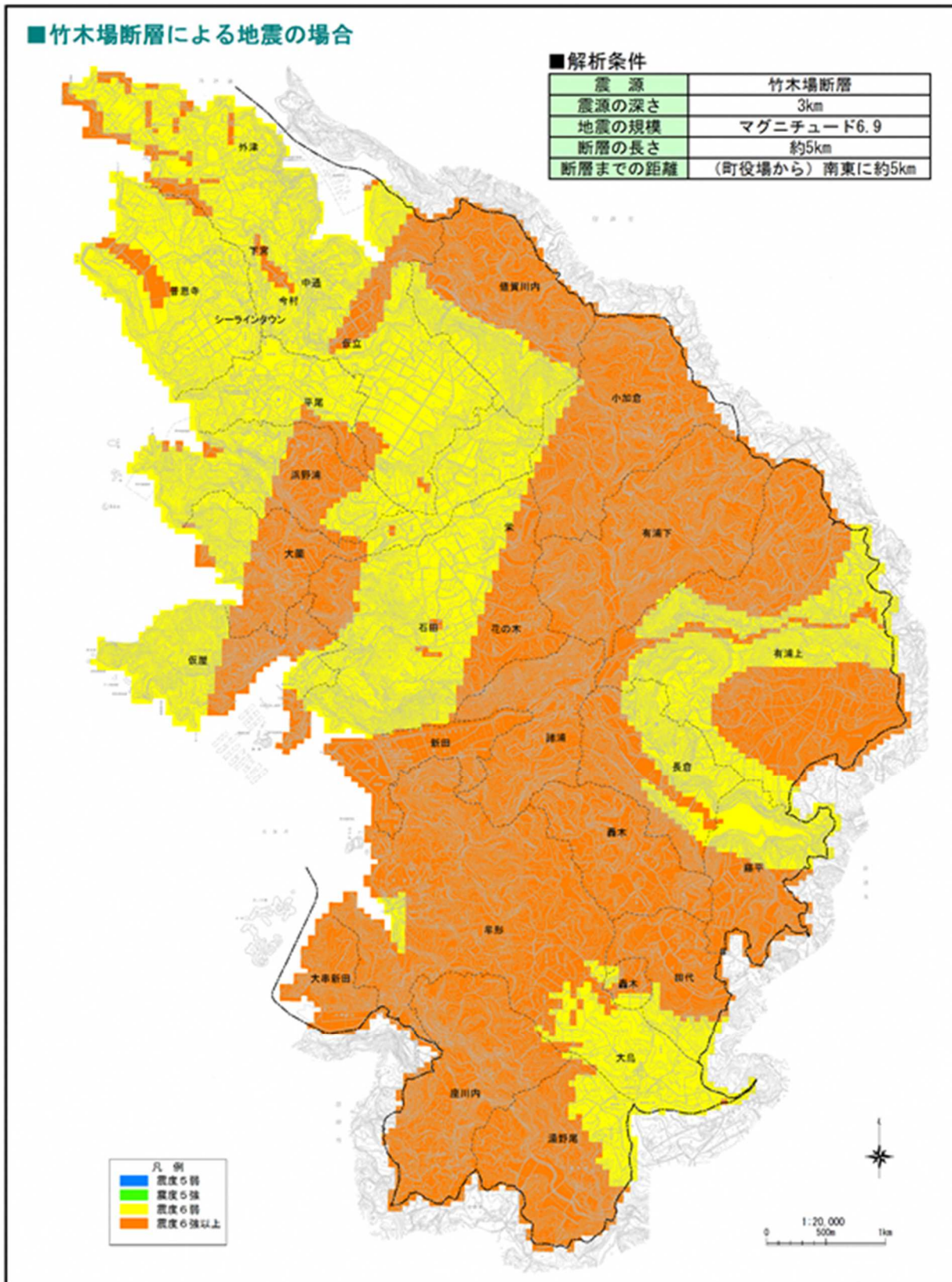


図4-8 玄海町揺れやすさマップ（計測震度の分布）

【玄海町危険度マップ】

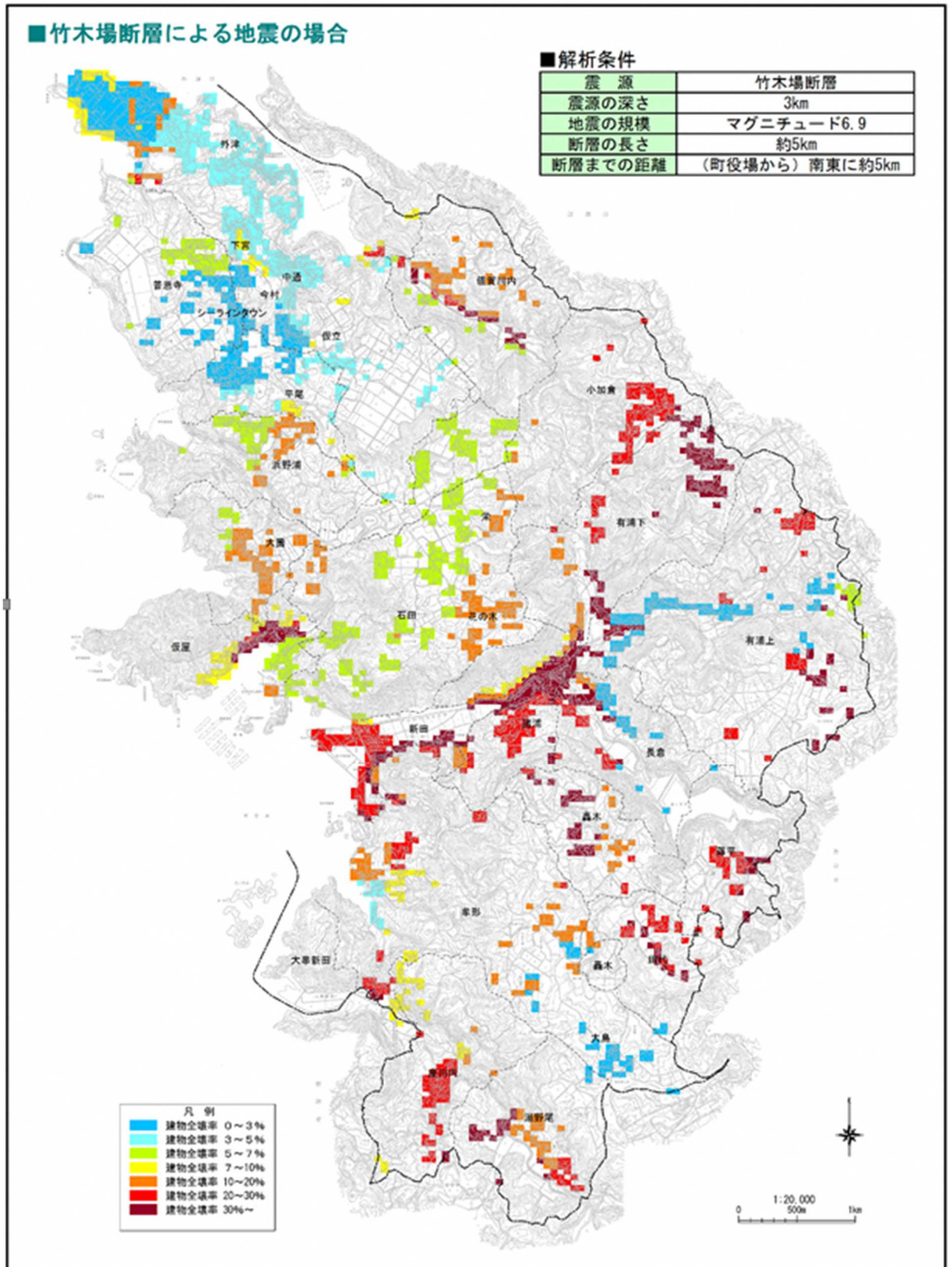


図 4-9 玄海町危険度マップ（建物の全壊率の分布）

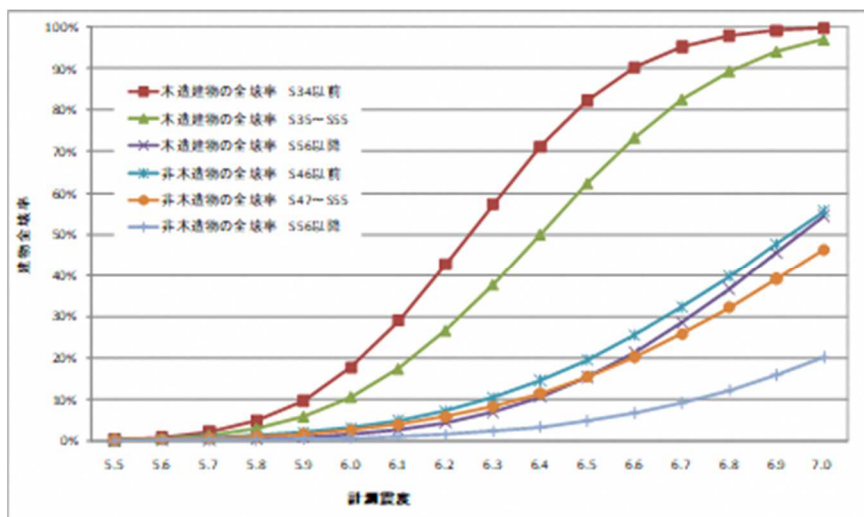


図 4-10 木造家屋及び非木造家屋における計測震度と建物全壊率の関係
(出典：東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書(2004) 内閣府)

第5項 津波による浸水害の想定

佐賀県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき津波浸水想定を設定し、同条第4項の規定により、平成27年（2015年）6月に公表した。

この津波浸水想定は、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2津波）であり、本町に最大クラスの津波をもたらすと想定される、表4-6に示す津波断層モデルにより津波シミュレーションを実施した結果である。

この津波シミュレーションによる本町の浸水想定の結果は、表4-7のとおりであり、浸水想定区域は玄海町防災マップ（令和3年度作成）に掲載する。

表4-6 玄海町に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルの諸元
(出典：佐賀県津波浸水想定について（解説）)

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8）の想定地震津波	
マグニチュード	Mw = 7.6	
使用モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、佐賀に影響の大きいF60を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

表4-7 玄海町の津波浸水想定の結果
(出典：佐賀県津波浸水想定の設定 市町村の浸水想定の結果)

最大浸水面積	最大浸水深	津波影響開始時間 (±20cm)	42分	【F60(日本海における大規模地震)】
70ha	3.3m	最大津波	水位(T.Pm)	2.6m (波高 1.38m)
			到達時間	88分
【F60(日本海における大規模地震)】				

【資料編】

○資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ

第5章 計画の効果的推進等

第1節 計画の効果的推進

1 計画の作成

計画を作成するに当たっての基本的な考え方を以下に示す。

- (1) ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備える計画とする。
- (2) 対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や住民にとってわかりやすいものとする。
- (3) 基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理する。
- (4) 佐賀県地域防災計画との整合を図るとともに、本町の地域特性等を十分に踏まえた内容とする。
- (5) 防災は、ソフト、ハード両面にわたって総合的に行うべきものであり、防災対策の実施に当たっても、関係機関が一体となって取り組む。
- (6) 行政が行う防災対策には限りがあることから、住民自身による防災対策の実施を推進する。
- (7) 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを最優先する。

2 計画の推進

防災計画の策定にあたっては、本町の自然的、社会的条件を踏まえて、防災基本計画及び県地域防災計画に記述する各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、本町の特性上、必要な事項を適宜付加する。

防災計画を効率的に推進するために関係部署、関係機関との連携を図り、次の3点を実行する。

- (1) 必要に応じた計画に基づくマニュアルの策定及び訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他の計画（開発計画、投資計画等）における防災の観点からのチェック

第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化に関する部分については、その基本目標である以下を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

第3節 他の計画等との関係

第1項 個別法に基づく町地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項については、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされているものであり、町地域防災計画に必要事項を位置付けることとする。

1 「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号)第6条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置等に関する事項

本法第6条(地震防災強化計画)には、第3条第1項の規定による「地震防災対策強化地域」の指定があったときと記載されているが、本町は「地震防災対策強化地域」に指定されていないため、町地域防災計画には特に記載しないこととする。

2 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)第5条第1項に規定する南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項

本法第5条(推進計画)には、第3条第1項の規定による「推進地域」の指定があったときと記載されているが、玄海町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていないため、町地域防災計画には特に記載しないこととする。

3 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)第6条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項

本法第6条(推進計画)には、第3条第1項の規定による「推進地域」の指定があったときと記載されているが、玄海町は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されていないため、町地域防災計画には特に記載しないこととする。

4 「水防法」(昭和24年法律第193号)に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項

本法第15条(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)には、第14条第1項の規定による「洪水浸水想定区域」の指定があったときと記載されているが、玄海町に「洪水浸水想定区域」の指定はないため、町地域防災計画には特に記載しないこととする。

第14条の3の規定による「高潮浸水想定区域」が県により指定されていることから、次の事項について町地域防災計画に記載する。

(1) 洪水予報等の伝達方法

「第3編 第2章 第1節 第1項 2(3) 気象警報等の伝達方法」(風水害-15-)に記載する。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

「第3編 第1章 第4節 第7項 避難の受入れ及び情報提供活動」(風水害-13-)に記載する。

(3) 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として町長が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

「第3編 第1章 第4節 第9項 防災関連機関等の防災訓練の実施（風水害- 14 -）」に記載する。

(4) 高潮浸水想定区域内で要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

「第3編 第1章 第1節 第1項 風水害に強いまちの形成」（風水害- 1 -）」に記載する。

(5) 上項で示した施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法

「第3編 第2章 第1節 第1項 風水害に関する警報等の伝達」（風水害- 15 -）」に記載する。

5 「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号）第5条第1項、第6条第1項及び第9条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項

本法第6条（市町村地域防災計画に定めるべき事項）には、第3条第1項の規定による「火山災害警戒地域」の指定があつたときと記載されているが、玄海町は「火山災害警戒区域」に指定されていないため、町地域防災計画には特に記載しないこととする。

6 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第8条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項

本法第8条（警戒避難体制の整備等）における第7条第1項の規定による「土砂災害警戒区域」が県により指定されていることから、次の事項について町地域防災計画に記載する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

「第2編 第1章 第3節 第3項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備」（共通- 22 -）、「第3編 第2章 第1節 第1項 風水害に関する警報等の伝達」（風水害- 15 -）」に記載する。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

「第3編 第1章 第4節 第7項 避難の受入れ及び情報提供活動」（風水害- 13 -）」に記載する。

(3) 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

「第3編 第1章 第4節 第9項 防災関連機関等の防災訓練の実施」（風水害- 14 -）」に記載する。

(4) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜

地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

「第3編 第1章 第1節 第1項 風水害に強いまちの形成」（風水害- 1 -）に記載する。

（5） 救助に関する事項

「第3編 第2章 第4節 第1項 救助・救急及び医療活動」（風水害- 13 -）、「第3編 第2章 第4節 第1項 救助・救急活動」（風水害- 21 -）に記載する。

（6） 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

「第3編 第1章 第4節 第7項 避難の受入れ及び情報提供活動」（風水害- 13 -）、「第3編 第2章 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動」（風水害- 23 -）に記載する。

7 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第1項に規定する地域防災力の充実強化に関する事項

「第1編 第6章 第3節 自主防災体制（共通- 28 -）、「第2編 第1章 第2節 住民等の防災活動の促進」（共通- 11 -）に記載する。

第2項 各防災計画

町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び県地域防災計画との整合を図ったものである。

第3項 玄海町総合計画

町地域防災計画は、玄海町総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画においても、町地域防災計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。

玄海町総合計画では、行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する各種諸施策については、『基本目標5 安全分野 安心を確保するまち』として位置付けている。

第4項 玄海町業務継続計画（BCP）

業務継続計画は、玄海町内において大規模災害が発生し、行政機能が低下した状況下においても、図 5-1 に示すように町地域防災計画に定める災害応急業務及び継続しなければならない通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を選定し、必要な資源の確保・配分等を効率的に投入することによって、業務の立ち上げ時間の短縮や実施する業務レベルの向上を図り、高いレベルでの適切な業務執行を行うことを目的に策定するものである。

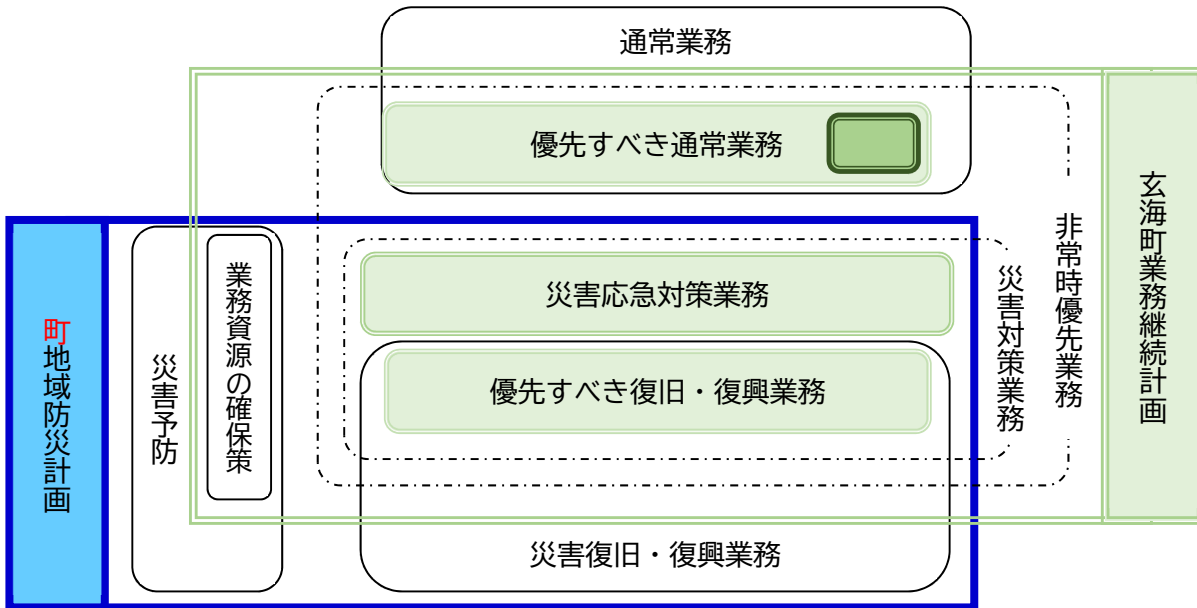


図 5-1 非常時優先業務のイメージ

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」（平成 20 年 8 月、総務省）
- ・「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月、内閣府（防災担当））
- ・「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月、内閣府（防災担当））

第5項 玄海町男女共同参画計画

「玄海町第 3 次男女共同参画計画」（令和 2 年 3 月）では、基本理念の「認め合い 支えあい 育みあうまち 玄海町」の実現に向けた基本目標のうち、「基本目標 2 男女が共に参画して支えあう環境づくり」において、次の取り組みを掲げている。

取り組み	内容	担当課
防災・減災活動における男女共同参画の推進	災害時の避難方法や避難所運営等について、女性の意見を取り入れながら、男女共同参画の視点に立った防災・減災活動を行います。	防災安全課 健康福祉課

町地域防災計画では、この取り組みについて、「第 2 編 第 2 章 第 6 節 第 4 項 （2）指

定避難所の運営管理等」(共通-104-)に記載する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)
- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)

第6項 町役場の各組織、施設等毎の計画等

町地域防災計画を修正した場合には必要に応じて玄海町職員防災行動マニュアルを修正する。
また、学校、幼稚園、保育所等は、本計画に基づき、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた「災害時職員初動マニュアル」を作成し、全職員に徹底する。

これらの計画及びマニュアルは、本計画及び玄海町業務継続計画(BCP)の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正する。

第7項 地区防災計画

住民は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、災害対策基本法第42条に基づき、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように住民から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災会議の承認を得て、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、町は、住民が自ら地区防災計画を作成することを推進し、積極的に支援を行う。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・「地区防災計画ガイドライン」(平成26年3月、内閣府(防災担当))
- ・「地区防災計画の素案作成支援ガイド」(令和2年3月、内閣府(防災担当))

第6章 防災体制

第1節 関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化

第1項 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、町及び県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

町、公共的団体や防災上重要な施設の管理者等、及び住民の果たすべき役割は、次のとおりである。

1 玄海町（消防機関を含む）

町（消防機関を含む）は、玄海町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関（九州地方整備局、九州経済産業局、第7管区海上保安本部等）、自衛隊、指定公共機関（西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、日本放送協会（佐賀放送局）、九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社（佐賀支社）等）、指定地方公共機関（一般社団法人佐賀県LPガス協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人佐賀県建設業協会等）及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 公共的団体や防災上重要な施設の管理者等

公共的団体（社会福祉協議会、漁業協同組合、商工会議所等）や防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町、県その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

3 住民

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人一人が防災に寄与するよう努める。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

町は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。なお、他の防災関係機関については、県地域防災計画第1編第2章第2節を参照のこと。

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する調査、研究に関すること
- (3) 町土保全事業等に関すること
- (4) 防災に関する組織の整備に関すること
- (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- (7) 防災思想・知識の普及・啓発、防災訓練の実施に関すること
- (8) 町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
- (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- (10) 災害時の広報に関すること
- (11) 避難の指示等に関すること
- (12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
- (13) 災害時における消防団との連絡調整に関すること
- (14) 消防活動に関すること
- (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること
- (16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
- (17) 被災町有施設及び設備の応急措置に関すること
- (18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- (19) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること
- (20) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
- (21) 他の市町との相互応援に関すること
- (22) 災害時の文教対策に関すること
- (23) 災害復旧・復興の実施に関すること
- (24) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること

第2節 広域的な防災体制

町〔防災安全課〕は、大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次のような広域的な防災体制の整備に努める。

第1項 市町間及び県下の応援体制

町〔防災安全課〕は、災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確にする等、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

第2項 緊急消防援助隊の応援及び広域航空消防応援の要請

町〔防災安全課〕は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日、消防広第74号）又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日、消防救第61号）に基づき、緊急消防援助隊の出

動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう宿営場所及び進出ルート確保等、多数の応援隊を迅速に受け入れるための体制の整備に努める。

第3項 広域防災応援及びその受入れ体制の整備

町〔防災安全課〕は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

第4項 関係機関との連携協力

町〔防災安全課〕は、防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間ボランティア・企業等の多様な主体との応援協定の締結等連携協力を推進する。

第3節 自主防災体制

町〔防災安全課〕は、災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限度にとどめるため、消防団や自主防災組織の育成、強化に努めるとともに、消防団と自主防災組織との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第4節 男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制

町〔防災安全課〕は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府男女共同参画局（令和2年5月））に基づき、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に努め、町地域防災計画の作成・修正に関する意思決定の場への多様な女性の参加を促進する。

また、高齢者、障がい者等の多様な主体の視点を取り入れた防災体制の整備も考慮する。

第7章 調査研究

第1節 調査研究体制の整備

町は、県、国、指定地方行政機関、指定地方公共機関、研究機関等との連携を図りながら、防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 資料の収集及び分析

町の風水害や地震・津波等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、県や国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流、地震による地盤振動、液状化、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災要因の分析等を行い、適切な項目に分類整理し、町地域防災計画の見直しに反映させる。

第3節 調査研究事項

町は、災害時の防災関係機関職員の早期参集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、防災情報等の収集・連絡・共有のIT化、住民生活への支援等に関する研究を推進する。調査研究に当たっては、多様な女性の参画を促進し、女性の視点を反映させる。